

許可番号 庄内第G 4000191号

高度管理医療機器等 販売業 貸与業 許可証

氏名 丸木医科器械株式会社
(法人にあつては名称)

営業所の名称 丸木医科器械株式会社庄内営業所

営業所の所在地 酒田市東町一丁目26-8

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に
関する法律第39条第1項の規定により高度管理医療機器
等の 販売業 貸与業 許可を受けた者であることを証明する。

令和2年1月30日

山形県知事 吉村 美栄子



有効期間 令和2年3月3日から
令和8年3月2日まで



医療機器修理業許可証

氏名又は名称 丸木医科器械株式会社

事業所の名称 丸木医科器械株式会社 庄内営業所

事業所の所在地 山形県酒田市東町一丁目26番8号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第1項の規定により許可された医療機器の修理業者であることを証明する。

令和3年5月19日

山形県知事

吉村 美栄子



特定保守管理医療機器に係る修理区分

画像診断システム関連
生体現象計測・監視システム関連
治療用・施設用機器関連
人工臓器関連
光学機器関連
理学療法用機器関連
歯科用機器関連
検体検査用機器関連

特定保守管理医療機器以外の医療機器に係る修理区分

画像診断システム関連
生体現象計測・監視システム関連
治療用・施設用機器関連
人工臓器関連
光学機器関連
理学療法用機器関連
歯科用機器関連
検体検査用機器関連
鋼製器具・家庭用医療機器関連

有効期間 平成31年3月3日 から

令和6年3月2日 まで